

家庭ごみ手数料徴収制度導入（7 か月間）の効果について

平成26年10月

千葉市環境局

《 目 次 》

I	はじめに	1
II	家庭ごみ手数料徴収制度導入の効果	1
1	焼却ごみ量の推移（対前年比）	1
	（1）家庭系焼却ごみ量	1
	（2）事業系焼却ごみ量	1
	（3）合計（家庭系焼却ごみ量＋事業系焼却ごみ量）	2
2	家庭系不燃ごみ量の推移（対前年比）	3
3	古紙回収量の推移	4
	（1）平成20年度～平成25年度	4
	（2）平成26年2月～8月（月毎）	5
4	市民意識調査（インターネットモニターアンケート）結果	6
	（1）調査概要	6
	（2）主な集計結果	6
5	不法投棄調査結果	8
6	不適正排出調査（新指定袋遵守状況）結果	8
	（1）早朝啓発時調査	8
	（2）ごみステーション排出状況調査	8
7	手数料の収入と使い道	9
	（1）平成25年度決算	9
	（2）平成26年度予算（6月補正後予算額）	10
8	市民からの主な意見と制度見直し	11
9	考察	12
	（1）焼却ごみ量	12
	（2）不燃ごみ量	12
	（3）古紙回収量	12
	（4）市民意識	12
10	焼却ごみ削減に向けた今後の方針	13
	（1）家庭から排出される焼却ごみ	13
	（2）事業所から排出される焼却ごみ	13
III	参考	14

I はじめに

市では、現在、3つの清掃工場で焼却ごみを処理しているが、2つの清掃工場で運用していく体制への移行を目指して、年間の焼却ごみ量を254,000トンまで減らすことを目標に、平成19年度からごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいる。これまで進めてきた焼却ごみ削減のための取り組みを、さらに一歩先へ進めるため、また、ごみ処理費用負担の公平化、ごみの発生抑制やリサイクルに対する市民意識の向上を目的に、平成26年2月1日に家庭ごみ手数料徴収制度が導入された。

II 家庭ごみ手数料徴収制度導入の効果

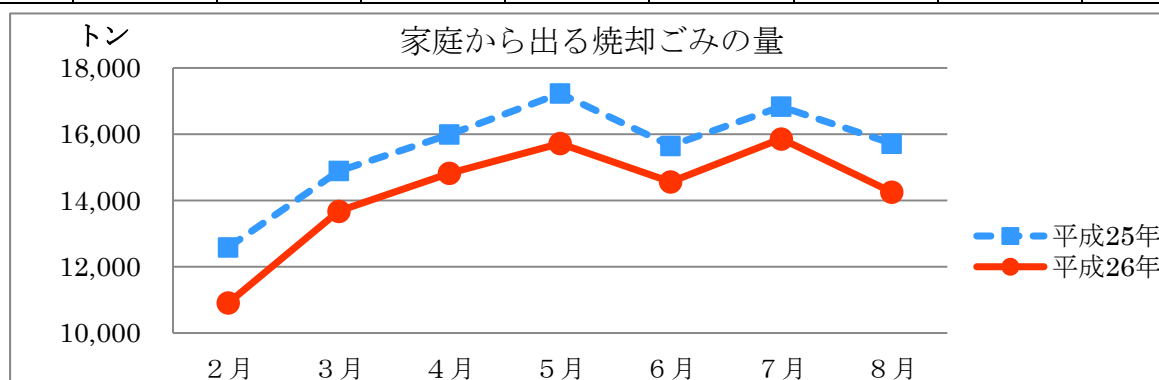
1 焼却ごみ量の推移（対前年比）

（1）家庭系焼却ごみ量

家庭ごみ手数料徴収制度（以下、「制度」という）導入当初の2月は、前年の2月に比べて13.3%家庭系焼却ごみが減った。その後は、削減率が7%前後で推移していたが、7月には5.8%と削減幅が小さくなった。8月は可燃ごみの収集日が前年より1日少なかったこともあり※、9.3%減った。

（単位：トン）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
平成25年	12,588	14,893	15,993	17,229	15,647	16,833	15,715	108,898
平成26年	10,913	13,681	14,822	15,721	14,561	15,859	14,253	99,810
増減	▲ 1,675	▲ 1,212	▲ 1,171	▲ 1,508	▲ 1,086	▲ 974	▲ 1,462	▲ 9,088
削減率	13.3%	8.1%	7.3%	8.8%	6.9%	5.8%	9.3%	8.3%



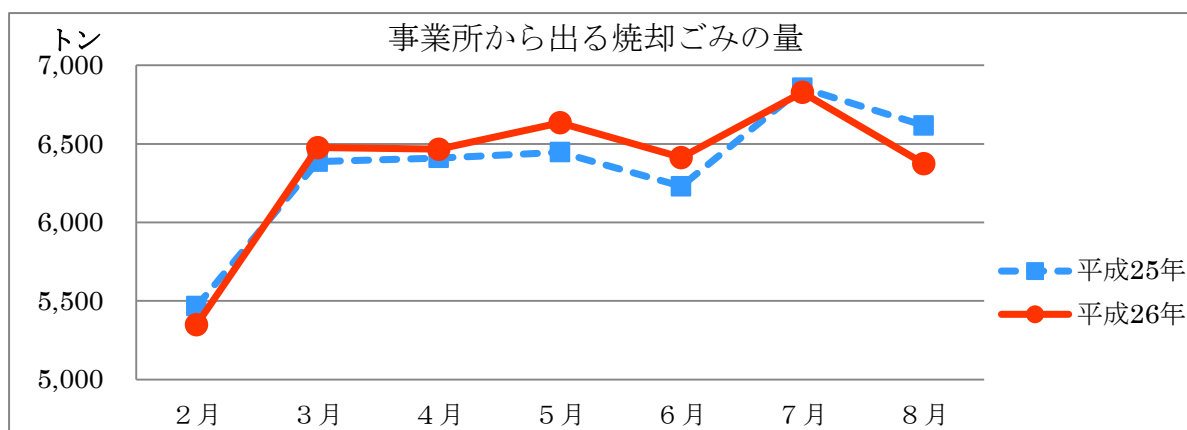
※平成26年度可燃ごみの収集日数（前年比）：1日減 8月、11月 / 1日増 9月、12月、1月

（2）事業系焼却ごみ量

制度導入当初の2月は、前年の2月に比べて2.1%事業系焼却ごみが減ったが、3月から6月は2%前後増加した。7月、8月は再び減ったが、合計では前年同時期に比べて0.3%増加した。

（単位：トン）

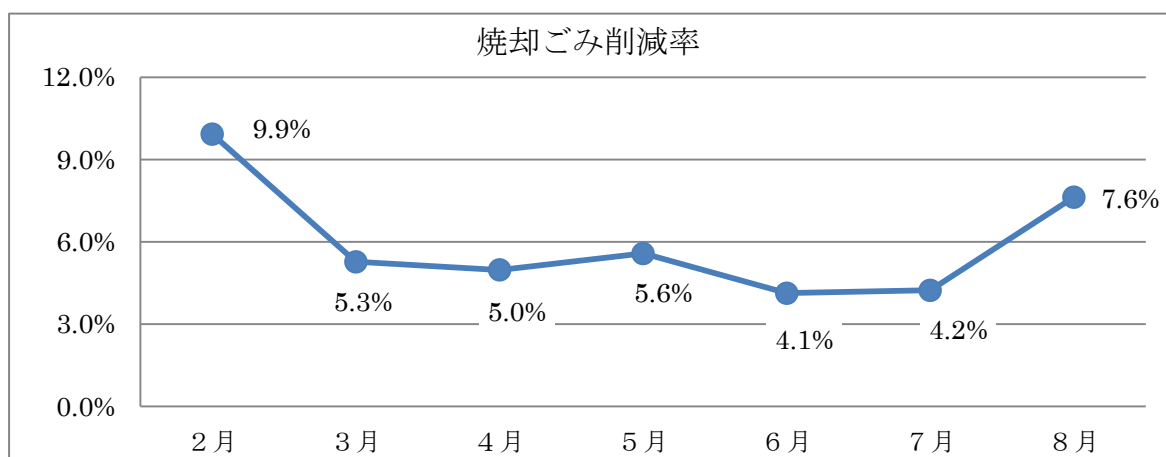
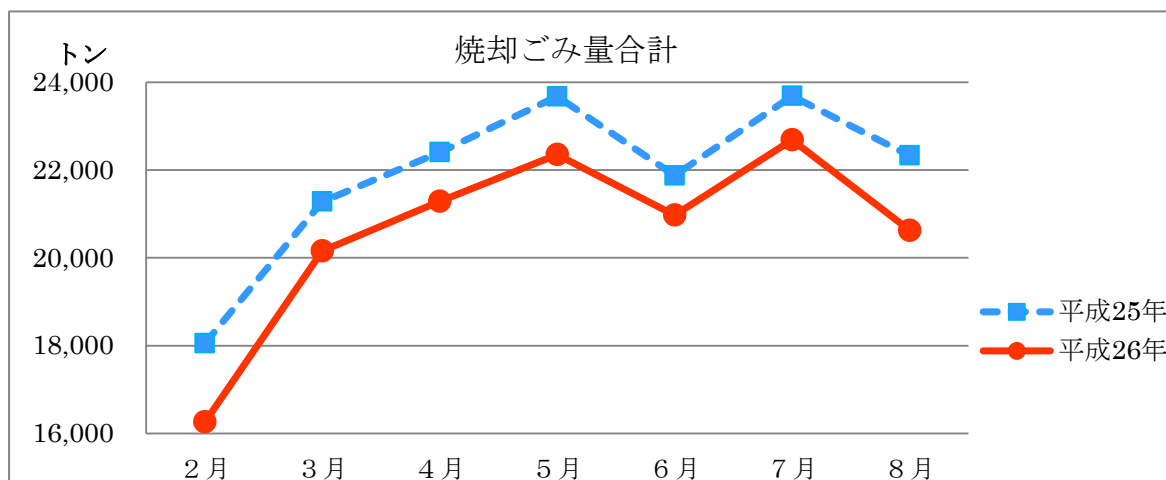
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
平成25年	5,466	6,387	6,410	6,447	6,230	6,857	6,617	44,414
平成26年	5,349	6,477	6,466	6,634	6,413	6,828	6,375	44,542
増減	▲ 117	90	56	187	183	▲ 29	▲ 242	128
削減率	2.1%	-1.4%	-0.9%	-2.9%	-2.9%	0.4%	3.7%	-0.3%



(3) 合計（家庭系焼却ごみ量＋事業系焼却ごみ量）

制度導入当初の2月は、前年の2月に比べて9.9%焼却ごみが減ったが、その後の削減率は、5～7%前後で推移している。(単位：トン)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
平成 25 年	18,054	21,280	22,403	23,676	21,877	23,690	22,332	153,312
平成 26 年	16,262	20,158	21,288	22,355	20,974	22,687	20,628	144,352
増減	▲ 1,792	▲ 1,122	▲ 1,115	▲ 1,321	▲ 903	▲ 1,003	▲ 1,704	▲ 8,960
削減率	9.9%	5.3%	5.0%	5.6%	4.1%	4.2%	7.6%	5.8%

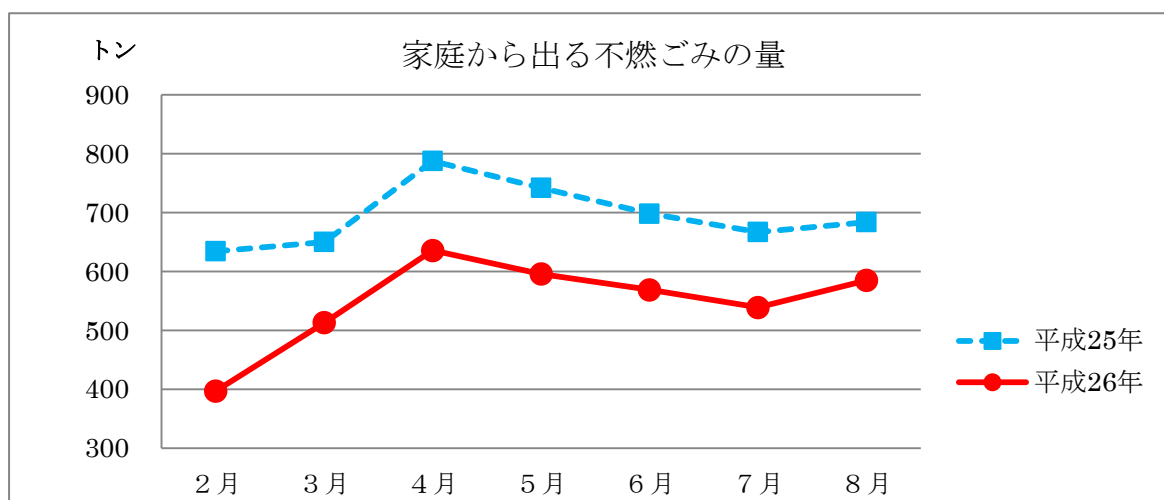


2 家庭系不燃ごみ量の推移（対前年比）

制度導入前の12月から1月にかけて、駆け込み排出の影響で前年に比べて大幅に増加したこともあり、2月は、前年の2月に比べて37.4%減った。その後は、20%弱の削減率で推移している。

（単位：トン）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
平成25年	634	650	788	742	698	667	684	4,864
平成26年	397	513	636	596	569	539	585	3,835
増減	▲ 237	▲ 137	▲ 152	▲ 146	▲ 130	▲ 128	▲ 99	▲ 1,029
削減率	37.4%	21.1%	19.3%	19.7%	18.5%	19.2%	14.5%	21.2%

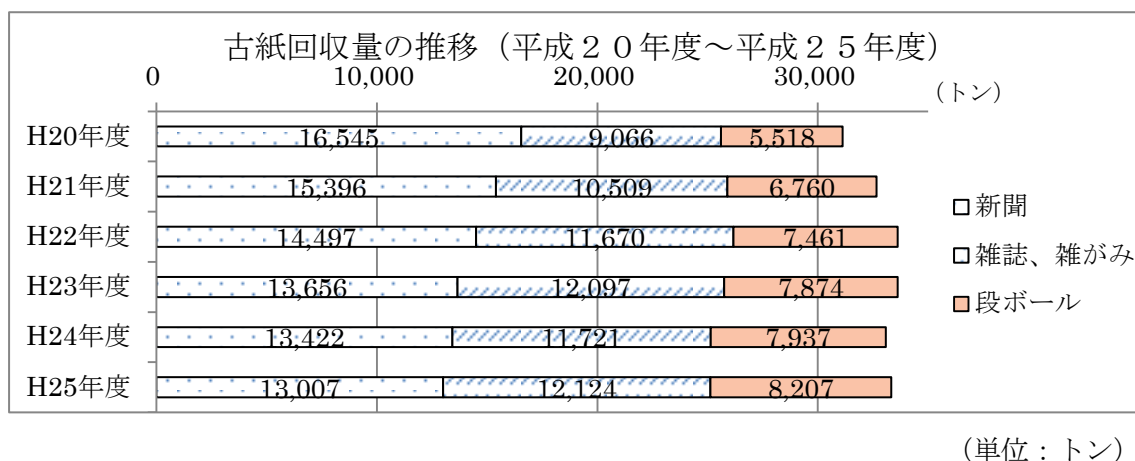


3 古紙回収量の推移

(1) 平成20年度～平成25年度

古紙全体の回収量については、平成20年度から23年度にかけて、約31,200トンから約33,700トンに増加しており、平成24、25年度は33,000トン台を推移している。

内訳について、新聞の回収量は、平成20年度の約16,500トンから減少し、25年度は約13,000トンと減少傾向にあるのに対して、雑誌・雑がみの回収量は、平成20年度の約9,100トンから増加し、25年度は約12,100トン、段ボールの回収量は、平成20年度の約5,500トンから増加し、25年度は約8,200トンと増加傾向にある。



	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
ステーション回収	8,985	13,054	15,814	16,695	16,749	17,511
新聞	2,705	3,523	3,999	4,033	4,149	4,209
雑誌、雑がみ	3,851	5,800	7,185	7,679	7,525	7,932
段ボール	2,392	3,674	4,551	4,913	5,003	5,301
紙パック	38	58	79	71	72	69
集団回収	22,053	19,520	17,751	16,869	16,265	15,744
新聞	13,811	11,835	10,469	9,594	9,245	8,772
雑誌、雑がみ	5,125	4,611	4,390	4,326	4,104	4,092
段ボール	3,079	3,038	2,854	2,914	2,883	2,851
紙パック	38	37	38	34	33	29
古紙回収庫	168	185	180	168	171	181
新聞	30	39	29	28	28	26
雑誌、雑がみ	91	98	95	93	91	100
段ボール	47	48	56	47	52	55
紙パック	0.01	0.01	0.02	0.02	0.00	0.00
合計	31,206	32,759	33,745	33,732	33,185	33,436
新聞	16,545	15,396	14,497	13,656	13,422	13,007
雑誌、雑がみ	9,066	10,509	11,670	12,097	11,721	12,124
段ボール	5,518	6,760	7,461	7,874	7,937	8,207
紙パック	76	94	116	105	105	98

(2) 平成26年2月～8月（月毎）

制度導入後の7か月間における古紙回収量の内訳については、平成25年の同期間と比較して、主に家庭から排出される新聞が減少していることに対して、段ボールはほぼ横ばいであり、雑誌、雑がみについては若干増加傾向にある。

（単位：トン）

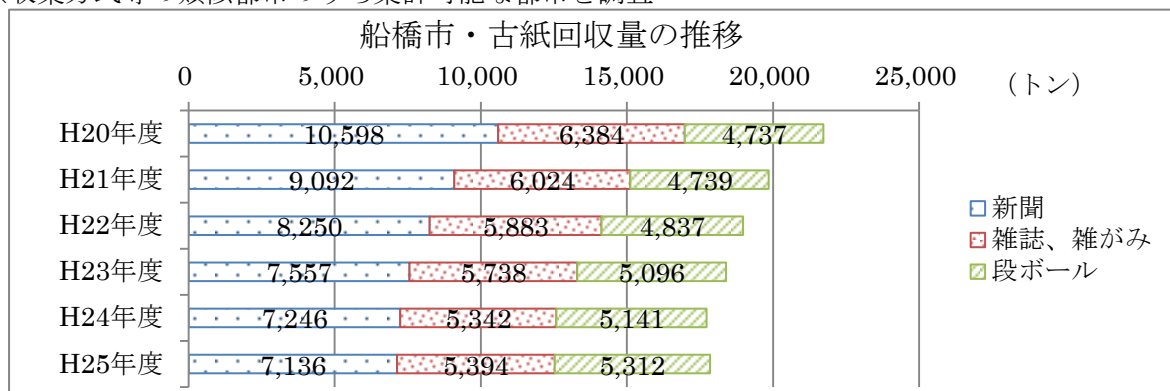
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	26年計	25年計	増減
ステーション回収	1,140	1,632	1,566	1,439	1,313	1,487	1,269	9,847	9,837	9
新聞	300	377	337	324	312	354	280	2,286	2,384	▲98
雑誌、雑がみ	509	808	756	661	590	645	556	4,526	4,461	65
段ボール	326	441	466	448	406	481	427	2,996	2,954	42
紙パック	5	6	6	6	5	6	6	40	39	1
集団回収	1,152	1,405	1,417	1,199	1,225	1,256	1,101	8,754	9,205	▲451
新聞	666	774	753	646	693	698	591	4,821	5,187	▲366
雑誌、雑がみ	285	406	416	326	306	317	280	2,336	2,377	▲41
段ボール	199	223	246	225	224	239	227	1,581	1,625	▲44
紙パック	2	2	2	2	2	2	2	16	17	▲1
古紙回収庫	9	21	14	18	10	16	11	99	106	▲7
新聞	1	3	1	2	1	1	1	11	16	▲5
雑誌、雑がみ	5	12	9	10	5	10	6	56	59	▲3
段ボール	3	7	4	5	4	5	4	32	30	1
紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,301	3,058	2,997	2,656	2,548	2,759	2,381	18,699	19,148	▲448
新聞	968	1,154	1,091	972	1,006	1,054	873	7,118	7,586	▲468
雑誌、雑がみ	799	1,226	1,181	997	900	972	842	6,918	6,897	21
段ボール	528	670	716	678	633	725	658	4,609	4,609	▲1
紙パック	7	8	8	8	8	9	8	55	55	0

※端数調整のため、数値が一致しないことがある。また、速報値のため、数値が変わることがある。

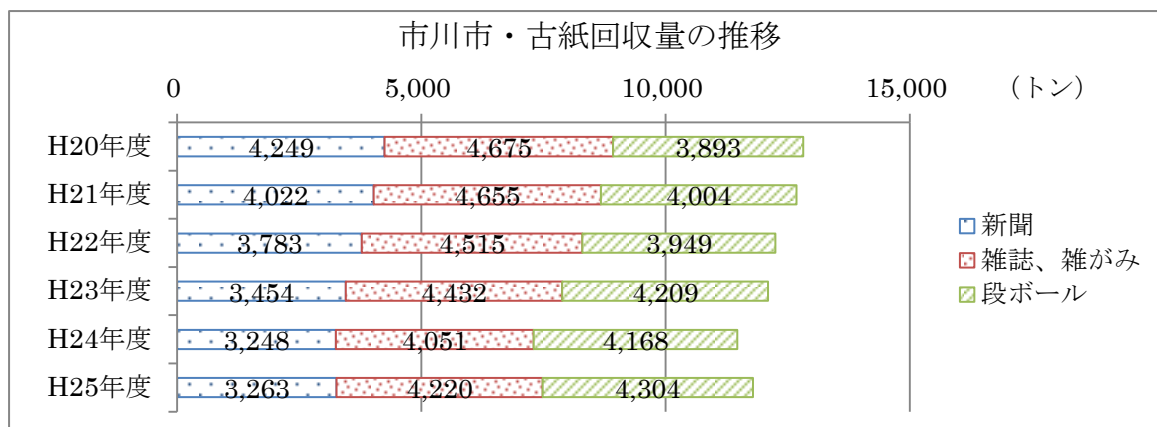
（参考）近隣市の古紙回収量の推移（平成20年度～平成25年度）

千葉市の近隣にある県内の中核市等の古紙回収量を調査※したところ、船橋市、市川市ともに古紙回収量は平成20年度から24年度にかけて減少し、平成25年度は微増している。

※収集方式等の類似都市のうち集計可能な都市を調査



出典：「平成25年度 清掃・環境衛生事業概要」及び聞き取り調査



出典：「平成25年度 市川市じゅんかん白書」及び聞き取り調査

4 市民意識調査（インターネットモニターアンケート）結果

（1）調査概要

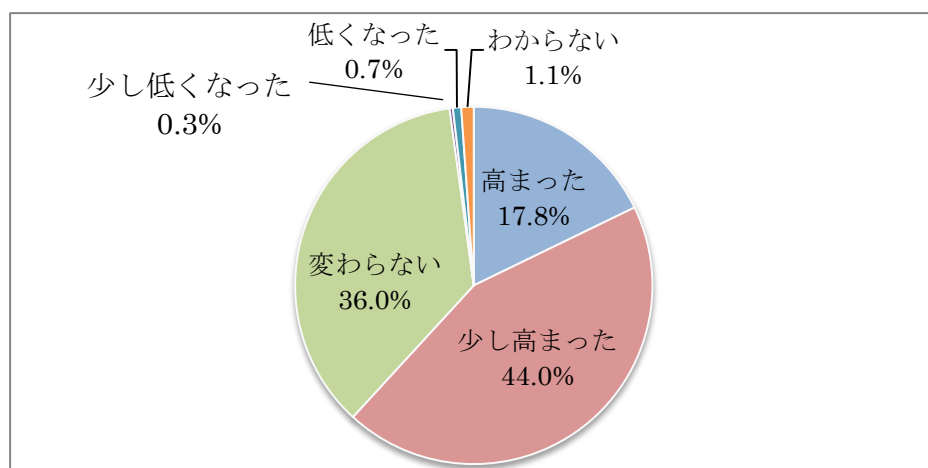
- ア 調査名 「家庭ごみ手数料徴収制度開始に伴うごみ減量意識」に関する調査アンケート
- イ 調査期間 平成26年6月1日午前9時～7日午後4時
- ウ 調査対象モニター数 3,987人
- エ 調査回答モニター数 1,336人（回答率 33.5%）

※割合（%）は複数選択の設問や、小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

（2）主な集計結果

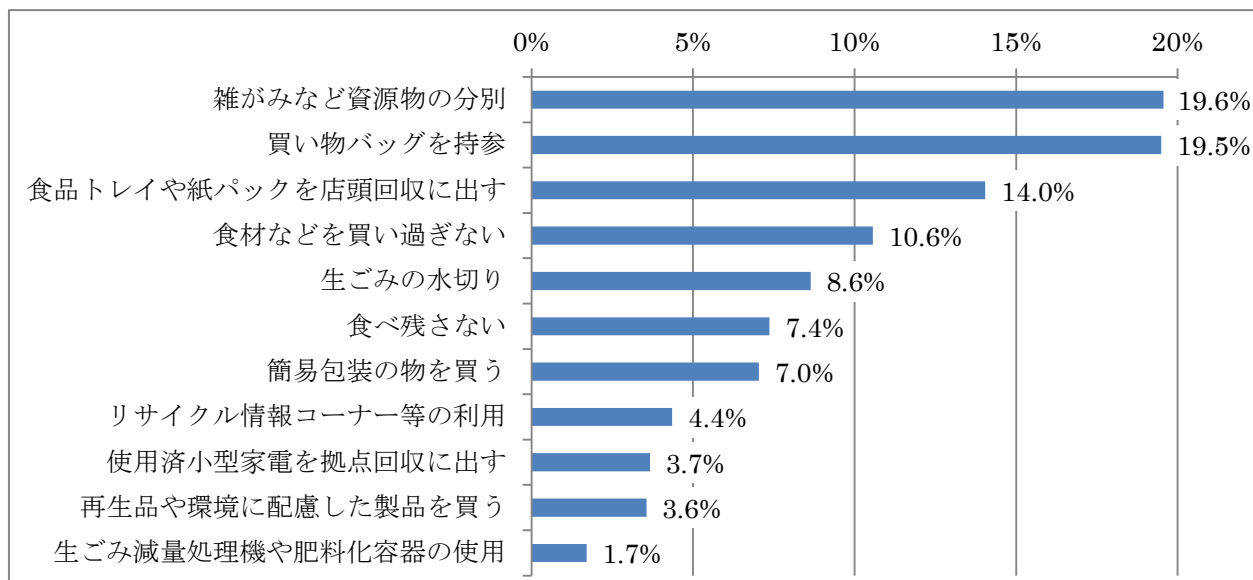
ア ごみの減量・リサイクル意識の変化

家庭ごみ手数料徴収制度の導入によって、ごみの減量やリサイクルへの関心が高まった、少し高まった方が約6割であった。



イ ごみ減量・リサイクルの取り組みの変化

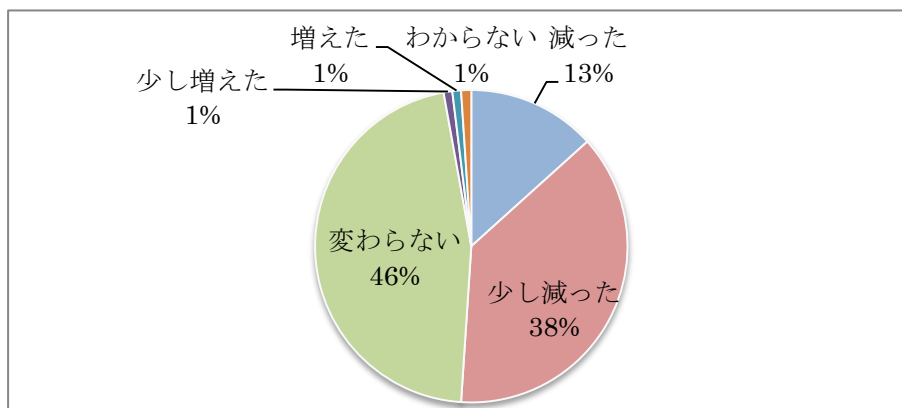
制度開始後、ごみ減量のために、雑がみなどの資源物の分別や買い物バックを持参する、食品トレイ・牛乳パックを店頭回収に出す、食材を買いすぎないなどの取り組みを始めたという回答が多くあった。



※複数回答のため、回答数中の割合を示している

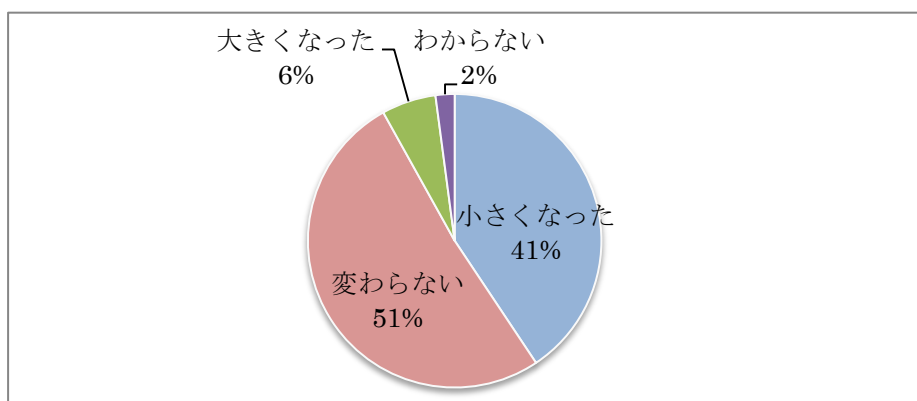
ウ 家庭から排出されるごみ量の変化

ごみを出す量が減った、少し減ったと回答した方が約5割であった。増えた、少し増えた方はほとんどいなかった。



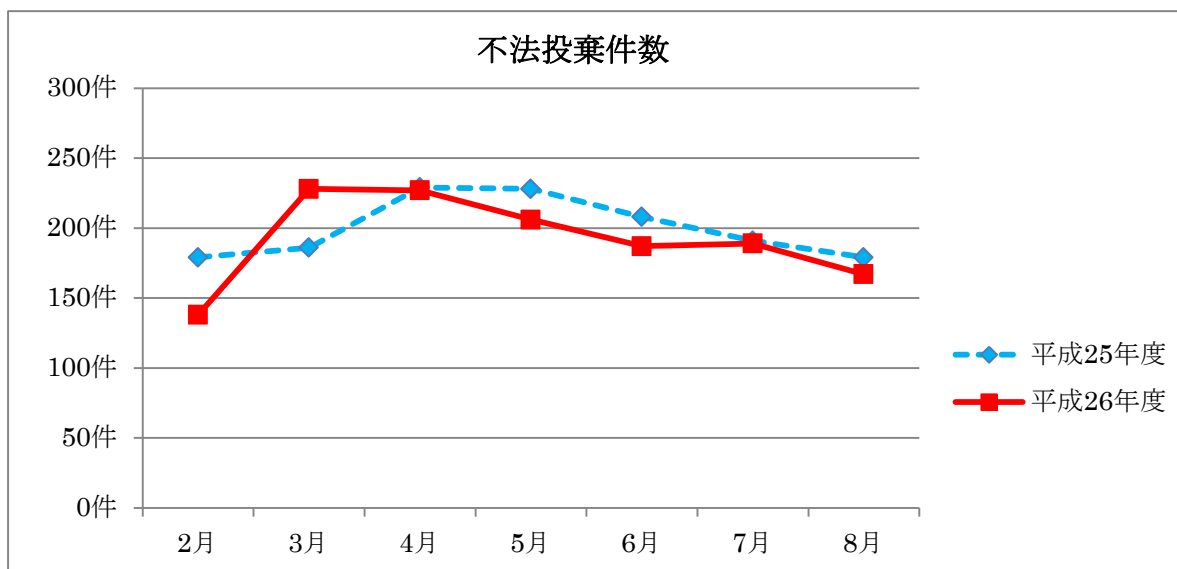
エ 可燃ごみを出すときに主に使用している指定袋の大きさの変化

可燃ごみを出すときに使用している指定袋の大きさが小さくなった方が約4割であった。



5 不法投棄調査結果

制度導入による不法投棄の増加が懸念されていたが、制度導入前から対策を強化したこともあり、環境事業所に通報があったものを回収した件数は、3月は前年度の同時期と比較して増加したものの、合計件数は平成25年度の1,400件から26年度の1,342件と若干減少している。



6 不適正排出調査（新指定袋遵守状況）結果

不適正排出（違反ごみ）とは、新指定袋以外の容器で出されたごみのことで、制度導入直後は、新指定袋の遵守率が92%であったが、その後、98%と改善した。なお、廃棄物空気輸送システム地区における遵守率は当初94%であったが、8月は98%と他地域と同様の状況である。

（1）早朝啓発時調査

- ア 実施期間：平成26年2月1日（土）、3日（月）、4日（火）
- イ 調査箇所数：970自治会のごみステーション（原則的に各自治会1か所）
- ウ 調査結果：排出ごみ袋29,722個のうち違反ごみ袋2,433個で、遵守率は92%

（2）ごみステーション排出状況調査

- ア 実施期間：平成26年5月7日（水）または8日（木）
- イ 調査箇所数：各区3か所の18か所
- ウ 調査結果：排出ごみ袋969個のうち違反ごみ袋20個で、遵守率は98%
- エ 新指定袋のサイズ別排出数

	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	計
合計（個）	438	314	159	38	949
割合	46.2%	33.1%	16.7%	4.0%	100%

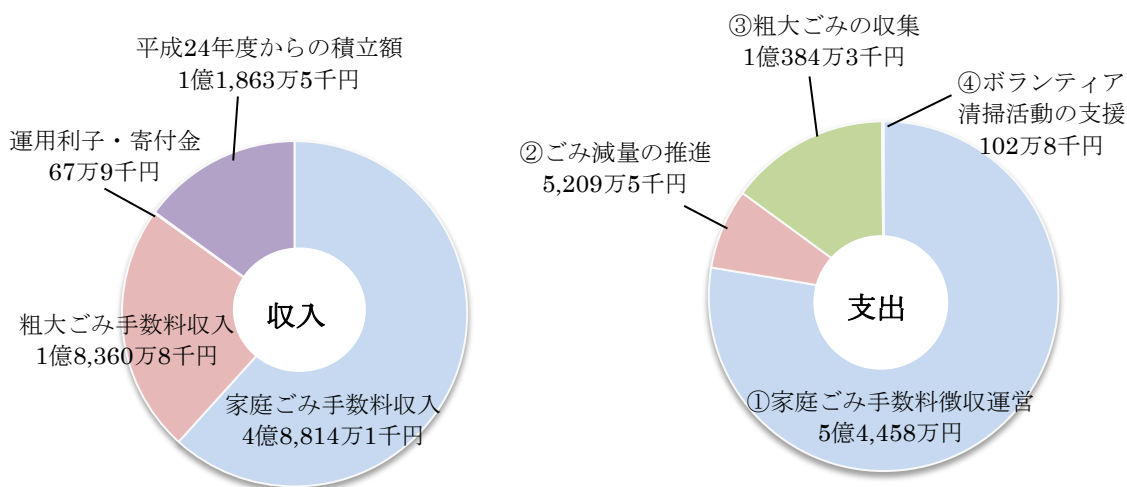
7 手数料の収入と使い道

リサイクル等推進基金条例に基づき、家庭ごみ手数料収入や粗大ごみ手数料収入の全額を基金に積み立て、市民・事業者等へのリサイクルの啓発事業やリサイクル活動の支援事業など、ごみ減量やリサイクルの推進に関する事業に活用する。

(1) 平成25年度決算

ア 収入（積立）	7億9,106万3千円
イ 支出（使い道）	7億154万6千円
ウ 収入－支出	8,951万7千円

〈収入・支出内訳グラフ〉



〈支出内訳〉

①家庭ごみ手数料徴収運営 5億4,458万円

- ・指定袋の製造・保管・管理等
- ・手数料収納業務
- ・制度導入に伴う周知啓発
- ・資源物・不燃ごみの祝日収集
- ・ごみステーション管理支援
- ・不法投棄・不適正排出対策
- ・紙おむつ使用世帯への指定袋無料配布 など

②ごみ減量の推進 5,209万5千円

- ・生ごみ減量処理機・肥料化容器購入費助成
- ・段ボールコンポスト製作講習会
- ・生ごみ分別収集特別地区事業
- ・ちばルール協定店と連携したPR
- ・未就学児・若年層向け啓発
- ・ごみ分別スクール、ヘラソーズ
- ・古紙・布類の分別収集
- ・集団回収用保管庫等の支援 など

③粗大ごみの収集 1億384万3千円

- ・手数料納付券製作・管理
- ・手数料収納業務

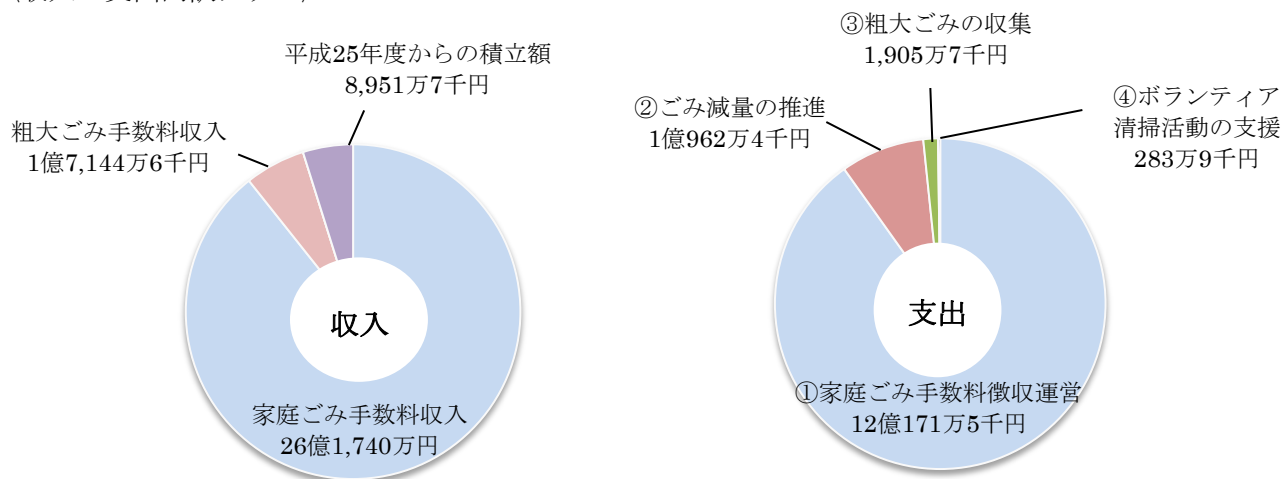
④ボランティア清掃活動の支援 102万8千円

- ・ごみ袋及び清掃用具の支援

(2) 平成26年度予算（6月補正後予算額）

ア 収入（積立）	28億7,836万3千円
イ 支出（使い道）	13億3,323万5千円
ウ 収入－支出	15億4,512万8千円

〈収入・支出内訳グラフ〉



〈支出内訳〉

①家庭ごみ手数料徴収運営 12億171万5千円

- ・指定袋の製造・保管・管理等
- ・手数料収納業
- ・資源物・不燃ごみの祝日収集
- ・高齢者等のごみ出し支援
- ・ごみステーション管理支援
- ・不法投棄・不適正排出対策
- ・紙おむつ使用世帯への指定袋無料配布 など

②ごみ減量の推進 1億962万4千円

- ・生ごみ減量処理機・肥料化容器購入費助成
- ・段ボールコンポスト製作講習会
- ・生ごみ分別収集特別地区事業
- ・ちばルール協定店と連携したPR
- ・未就学児・若年層向け啓発
- ・ごみ分別スクール、ヘラソーズ
- ・古紙・布類の分別収集
- ・集団回収用保管庫等の支援 など

③粗大ごみの収集 1,905万7千円

- ・手数料納付券製作・管理
- ・手数料収納業務

④ボランティア清掃活動の支援 283万9千円

- ・ごみ袋及び清掃用具の支援

8 市民からの主な意見と制度見直し

主な意見	対 応 等
傘1本につき、不燃ごみ指定袋1枚を縛り付けるのは、高すぎるので見直しをしてほしい。	<u>12月1日から傘の出し方変更</u> 傘の不法投棄や不適正排出が増加している現状をふまえ、ごみステーションを管理している町内自治会など市民の負担を軽減するため、12月1日（月）から傘の排出方法を変更する。 【現在】 傘1本につき、200袋1枚または100袋2枚 【12月1日から】 本数を問わず、100または200枚 ＊傘と一緒に傘以外のごみを排出することもできる。 
指定袋の交換期間を延長してほしい。	<u>指定袋の交換期間を2か月延長</u> 交換期間の延長の要望に応じて、交換期間の見直しを行い、平成26年7月末終了を9月末まで延長した。
旧指定袋を葉・草を出すときに使えるようにしてほしい。	<u>12月1日から使用可能</u> 旧指定袋の交換が9月末で終了するにあたり、保有数が10枚に満たない、また、やむを得ない事情で交換することができなかった一部の方が旧指定袋を保有している場合を考慮し、旧指定袋を有効利用していただくため、12月1日（月）から旧指定袋で排出できるように変更する。 【現在】 透明袋（旧指定袋を除く）に入れて排出 【12月1日から】 旧指定袋を含む透明袋に入れて排出
ごみステーション管理支援は、1回限りでなく再度申請できるようにしてほしい。	<u>12月1日から制度改正</u> ごみステーションの維持管理上発生する様々な課題への取り組みに対して幅広く支援を行うため、制度を改正する。 【現在】 1団体1回限りの補助 【12月1日から】 補助金交付上限額（5万円）の範囲内で、1団体に複数回の補助 （例）過去に3万円の補助を受けた団体の場合、2万円までの申請を行うことができる。

9 考察

(1) 焼却ごみ量

減量効果については、制度導入により排出抑制・再資源化の意識が働くため、当初、家庭系焼却ごみ量の10%である約18,000トン削減を見込んでいたが、制度開始の2月から8月末までの7か月間では、削減率が平均8.3%と、見込み量を若干下回っている。

しかしながら、導入前の数年間は削減ペースが急速に落ち込んでいたことを考慮すると、制度導入は一定の効果があったと考えられる。

主な削減要因としては、排出抑制、ごみの分別徹底、リサイクルにつながる行動などが考えられる。

一方、事業系焼却ごみ量は、昨年度とほぼ変わらない状況である。

そのため、家庭系と事業系の合計の焼却ごみ量の削減率は、平均5.8%となっている。平成25年度の年間焼却ごみ量は262,580トンとなったため、平成26年度の年間焼却ごみ量を目標の254,000トンまで減らすには、平成25年度に比べて8,580トンの削減が必要であるが、平成26年4月から8月までで6,046トン削減されているため、目標達成まであと2,534トンとなっており、この削減率を維持できれば、平成26年度の焼却ごみ量は254,000トンを下回ることが見込まれる。

(2) 不燃ごみ量

不燃ごみについては、制度導入から平均で21.4%削減されており、月毎の変化を見ても、ほぼ一定であり制度導入による減量効果があったと考えられる。

(3) 古紙回収量

制度導入後、ごみの分別により資源物の回収量が増加することを見込んでいたが、これまでの結果から必ずしも見込みどおりの結果とはなっていない。家庭から排出される雑誌、雑がみについては増加傾向にあるが、段ボールについてはほぼ横ばいであり、新聞については大きく減少している。

これらの主な理由として、以下の3点が考えられる。

- ①小売店舗による店頭回収やリサイクル業者による戸別回収など、独自のリサイクルルートでも収集しているため、古紙の排出先が変化したと考えられる
- ②新聞については、近隣他市でも年々減少傾向にあり、新聞購読数の減少が考えられる
- ③近年全国の自治体で問題となっている古紙の持ち去りも要因の一つと考えられる

(4) 市民意識

インターネットモニターアンケートの結果から、制度導入を契機に、多くの市民がごみの減量やリサイクルについて関心が高まったと考えられる。

また、ごみ分別及び減量の意識の向上だけではなく、家庭から排出されるごみの量が減ったと実感する意見が多数あったことから、制度導入がごみ減量に効果的であったと考えられる。



みなさまの取り組みのおかげです。
ご協力ありがとうございます。

10 焼却ごみ削減に向けた今後の方針

(1) 家庭から排出される焼却ごみ

制度導入により、家庭ごみの削減については、一定の効果があったものと評価できるが、今後も継続して安定的にごみを処理できるよう、より多くの市民に焼却ごみの取組を知っていただき、ごみの減量・分別に取り組んでいただくことが重要であることから、引き続き、制度の効果を検証し、市民説明会や広報により効果的な啓発を進めていく。また、若年層への啓発として、中学校生徒会等と連携した雑がみ分別・収集、市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」を育成し、「ちばくりん」によるイベントの企画・運営を実施していく。さらに、これまで可燃ごみとされていた廃食油について、回収リサイクルを推進し、市民のリサイクル意識の向上をめざしていく。

また、分別資源化の拡大については、焼却ごみの削減状況及び費用対効果等を勘案したうえで、総合的な視点から、検討していく。

(2) 事業所から排出される焼却ごみ

先行して有料化を実施している事業系ごみについても、ここ数年は削減幅がほぼ横ばいで推移していることから、搬入物検査の強化や事業所への立入調査を積極的に実施するとともに、事業所に対して古紙及び生ごみ減量に関する情報提供を行うほか、古紙の資源化率の低い事業者に対して雑がみ分別ボックスを配布するなど、ごみの減量・分別の徹底に向けたさらなる普及啓発活動を進めていく。

Ⅲ 参考

1 旧指定袋の交換

平成26年1月から3月までは平日は各区役所、土日は各公民館にて、4月から9月までは収集業務課及び各環境事業所にて旧指定袋10枚と新指定袋1枚の交換を行った。

(1) 来場者数

(人)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
38,357	35,164	30,307	1,714	1,272	1,170	1,471	403	109,858

(2) 新指定袋配布数

(枚)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
45ℓ	416,500	274,500	232,500	17,832	13,318	12,066	16,236	4,381	987,333
20ℓ	12,105	21,699	30,125	14	58	14	13	0	64,028
合計	428,605	296,199	262,625	17,846	13,376	12,080	16,249	4,381	1,051,361

※20ℓは廃棄物空気輸送システム地区の市民が対象（20ℓより大きい指定袋では排出できないため）

2 指定袋販売数*の推移

※市から指定袋取扱店に納品した数

可燃ごみ・不燃ごみともに大きなサイズの指定袋が多く販売されている。

				平成25年度 (12月～3月)	平成26年度 (4～8月)	合計
可燃ごみ	特大 45ℓ	1組360円	組	671,825	902,525	1,574,350
			円	241,857,000	324,909,000	566,766,000
	大 30ℓ	1組240円	組	572,525	537,625	1,110,150
			円	137,406,000	129,030,000	266,436,000
	中 20ℓ	1組160円	組	267,150	297,075	564,225
			円	42,744,000	47,532,000	90,276,000
	小 10ℓ	1組80円	組	157,225	134,350	291,575
			円	12,578,000	10,748,000	23,326,000
不燃ごみ	大 20ℓ	1組160円	組	293,540	130,860	424,400
			円	46,966,400	20,937,600	67,904,000
	小 10ℓ	1組80円	組	145,910	60,370	206,280
			円	11,672,800	4,829,600	16,502,400
計			組	2,108,175	2,062,805	4,170,980
			円	493,224,200	537,986,200	1,031,210,400

3 不法投棄・不適正排出対策

(1) 監視カメラの設置状況

平成25年6月から12台の貸与受付を開始したが、当初から貸与台数を超える申込み（平成26年3月末時点で33件）があったため、平成26年4月から、監視カメラの貸与台数を24台に増台した。平成26年4月から8月末までに、計47件の申し込みがあり、累計29台*を設置した。

※平成25年度からの継続設置分を含む

（２）ダミーカメラ・センサーライトの設置状況

平成２５年６月から、ダミーカメラは計６０台、センサーライトは計１２台の貸与を実施している。
平成２６年３月末時点で、ダミーカメラは１２台、センサーライトは６台設置し、平成２６年４月から８月末までにダミーカメラは累計３５台※、センサーライトは累計５台※を設置した。

※平成２５年度からの継続設置分を含む

（３）ステーション看板・不法投棄防止看板配布数

不法投棄が懸念される地域やごみステーション等を対象に、環境事業所や区役所で希望する町内自治会等へステーション看板及び不法投棄防止看板の配布を行っている。

			平成25年度	平成26年度 (4～8月)
ステーション看板	合計		3,108	988
	日本語		2,977	952
	英語		28	12
	中韓併記		103	24
不法投棄防止用看板	合計		1,485	370
	大		673	228
	小		812	142

（４）不適正排出ごみ調査

排出ルールが比較的守られていないごみは、警告シールを貼って取り残し、排出状況が悪いステーションを中心に開封調査を行い、違反者に対して指導文書を送付している。

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
中央区	巡回ステーション数	1,725	1,796	2,027	1,246	2,358	1,227	2,484	12,863
	違反ごみ袋数	743	334	208	72	144	15	93	1,609
	指導文書送付数	172	66	32	14	10	0	6	300
花見川区	巡回ステーション数	667	1,148	1,484	1,000	1,317	1,176	1,295	8,087
	違反ごみ袋数	135	142	167	111	61	32	37	685
	指導文書送付数	23	17	14	9	6	1	4	74
稲毛区	巡回ステーション数	301	934	790	1,459	543	1,091	619	5,737
	違反ごみ袋数	53	147	83	212	11	37	13	556
	指導文書送付数	14	26	19	12	5	5	11	92
若葉区	巡回ステーション数	872	1,448	1,195	1,943	1,184	1,884	1,162	9,688
	違反ごみ袋数	372	229	245	204	124	177	44	1,395
	指導文書送付数	59	20	6	8	1	7	0	101
緑区	巡回ステーション数	727	1,576	1,148	1,132	850	1,257	788	7,478
	違反ごみ袋数	86	129	45	101	59	29	15	464
	指導文書送付数	6	12	6	2	2	5	0	33
美浜区	巡回ステーション数	484	0	536	135	354	236	210	1,955
	違反ごみ袋数	25	0	36	4	18	3	13	99
	指導文書送付数	8	0	0	0	0	0	0	8
合計	巡回ステーション数	4,776	6,902	7,180	6,915	6,606	6,871	6,558	45,808
	違反ごみ袋数	1,414	981	784	704	417	293	215	4,808
	指導文書送付数	282	141	77	45	24	18	21	608

4 紙おむつ等を使用する世帯への支援

子育てや介護などのために発生する紙おむつ等の処理に関する支援策として、紙おむつ等使用世帯に対して、可燃ごみ指定袋（中 20ℓ）を一定枚数配付※している。（人）

	1月末まで	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
満3歳未満の乳幼児	23,842	729	890	822	722	683	786	28,474
高齢者・障害者等でおむつ給付事業に因りおむつを受給している方	7,263	184	309	327	174	202	498	8,957
在宅で排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ等）費を受給している方	1,548	26	20	26	18	16	14	1,668
在宅で腹膜透析をしている方他	37	7	2	1	1	1	0	49

※満3歳未満の乳幼児については、月齢に応じた枚数を一括配付し、その他は1年ごとに配付

5 ボランティア清掃活動

ボランティアで地域の清掃を行っている団体等に対し、「路上喫煙・ポイ捨て防止条例（千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例）」に基づき指定袋や清掃用具を配布している。

制度導入後、申請団体数が前年度と比べて約 3.7 倍に増え、ごみ袋の配布枚数も約 1.4 倍に増えており、支援制度に対する関心が高まったと考えられる。

今後もホームページなどを通じて周知を行い、ボランティア清掃活動における支援を継続していく。

平成25年度

	12月	1月	2月	3月	合計
申請団体数	23	76	29	36	164
配布枚数	可燃ごみ袋	5,566	1,946	2,338	12,120
	45ℓ	4,255	1,680	1,938	9,913
	30ℓ	1,311	266	400	2,207
	不燃ごみ袋（20ℓのみ）	1,176	287	554	2,787

平成26年度

	4月	5月	6月	7月	8月	合計
申請団体数	45	66	41	42	32	226
配布枚数	可燃ごみ袋	8,711	2,747	3,392	3,160	22,685
	45ℓ	5,485	2,327	2,590	2,410	16,272
	30ℓ	3,226	420	802	750	6,413
	不燃ごみ袋（20ℓのみ）	1,873	666	357	592	4,307

6 ごみ出し支援事業

自ら家庭ごみをごみステーションへ出すことが困難な高齢者・障害者世帯のごみ出しを行う地域団体等に対し、活動を支援するための補助金の交付を行っている。

平成26年6月末時点で、登録団体数は主に町内自治会を中心とする22団体、ごみ出し支援対象世帯数は57世帯にとどまっていることから、各種広報媒体を活用し周知するなど、支援団体及び支援事業利用者の拡大に努めていく。

7 ごみステーション管理支援

(1) ごみステーション管理支援申請団体数

ごみステーションの美化やごみの分別徹底、専用ステーションの確保などに積極的に取り組む町内自治会等を対象に、コンテナや資源物保管庫、防鳥ネット、看板等掲出物の設置などごみステーション管理に必要な経費の75%の補助金（上限50,000円）の交付を行っている。平成25年度は94団体、平成26年度は8月までに107団体に交付した。

(2) ごみステーション管理用指定袋の配布

平成26年1月から、町内自治会等の団体に、ごみステーション管理のために必要な家庭ごみ指定袋の配布を行っている。4月までは、各環境事業所での配布に限られていたが、5月からは、環境事業所のほか、収集業務課及び各区役所でも配布を行っている。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
申請自治会数		513	71	63	58	188	73	34	29	1,029
配布枚数	可燃ごみ袋	18,810	2,840	1,810	1,970	6,390	2,330	1,300	910	36,360
	45ℓ	17,610	2,540	1,480	1,870	6,390	2,330	1,300	910	34,430
	30ℓ	780	210	310	80					1,380
	20ℓ	340	80	20	20					460
	10ℓ	80	10	0	0					90
	不燃ごみ袋	6,480	910	580	570	2,980	1,230	400	280	13,430
	20ℓ	6,370	880	580	560	2,980	1,230	400	280	13,280
	10ℓ	110	30	0	10					150

※5月からは可燃ごみ袋45ℓ及び不燃ごみ袋20ℓのみ配布

8 使用済小型電子機器等の回収状況

リサイクルの推進や、不燃ごみの減量、最終処分場の延命化などを目的として、市内の公共施設12か所及び各種イベントにおいて、デジタルカメラやゲーム機等21品目の使用済小型電子機器等を回収している。

(kg)			
	施設名	所在地	合計
中央区	千葉市役所	千葉港1-1	350.5
	中央区役所	中央3-10-8	645.0
	中央・美浜環境事業所	都町1307	178.7
	新浜リサイクルセンター	新浜町4	381.9
花見川区	花見川区役所	瑞穂1-1	1,146.5
稲毛区	稲毛区役所	穴川4-10-2	1,117.0
	花見川・稲毛環境事業所	宮野木町2147-7	782.7
若葉区	若葉区役所	桜木北2-1-1	930.2
緑区	緑区役所	おゆみ野3-15-3	669.9
	若葉・緑環境事業所	平山町1045-5	149.5
	土気あすみが丘プラザ	あすみが丘7-2-4	601.7
美浜区	美浜区役所	真砂5-15-1	1,311.8
イベント回収			41.7
合計			8,307.1